

令和9年度障害福祉サービス等 報酬改定に関する意見等

一般社団法人
全国手をつなぐ育成会連合会

会長 佐々木 桃子



一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の概要

1. 設立年月日: 令和2年4月1日(育成会活動の団体としては昭和27年設立)

2. 活動目的及び主な活動内容:

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会(以下「本会」という。)は、知的障害者の権利擁護と政策提言を行うため、全国56の団体が正会員となり、正会員の各団体がそれぞれ役割を担う有機的なつながりをもつ連合体として活動していくことを目的として発足したものです。昭和27(1952)年に、知的障害児を持つ3人の母親が障害のある子の幸せを願い、教育、福祉、就労などの施策の整備、充実を求めて、仲間の親・関係者・市民の皆さんに呼びかけたことをきっかけに、精神薄弱児育成会(別名:手をつなぐ親の会)が設立。昭和30(1955)年に全国精神薄弱者育成会として社団法人となり、昭和34(1959)年には社会福祉法人格を得て全日本精神薄弱者育成会となりました。その後、平成7(1995)年には「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」と改称しましたが、急激に進む少子高齢化や、社会福祉法人のあり方の検討が行われる社会情勢のもと、障害者福祉の運動を進める団体としてふさわしい組織となるべく、平成26(2014)年に社会福祉法人格を返上し、任意団体として全国の育成会の連合体組織である「全国手をつなぐ育成会連合会」を発足。令和2年4月1日には、組織運営の透明性向上と活動の活性化を図るため、一般社団法人格を取得しました。

【主な活動内容】

○全国大会・各ブロック・都道府県政令市ごとの大会開催 ○権利擁護セミナー、育成会フォーラムなどの開催
○全国56正会員への支援 ○機関誌「手をつなぐ」の発行(毎月)約2万2千部発行

3. 加盟団体数(又は支部数等):

本会は全国の56正会員は7つのブロックおよび事業所協議会で構成され、地域連携を強化し、ブロックの活性化とともに、地方の特性を生かした活動にも力を入れていきます。ブロック活動と連合体を連携させながら、全国の正会員が持つ知識・情報・機能を合わせることで地方組織の活性化に役立つ活動を行います。(令和8年4月時点)

4. 会員数:

47都道府県育成会と政令指定都市育成会(8政令市)および全国手をつなぐ事業所協議会が正会員となります。全国の育成会に所属する会員は約10万人です。このほか、活動を支えていただくための会員として「賛助会員」を募集しており、賛助会員の皆さまには機関誌「手をつなぐ」を毎月お届けします。(令和8年4月時点)

5. 法人代表: 代表理事(会長) 佐々木 桃子

1 「持続可能な制度としていくための課題及び対処方策」について

本会としては、累次の報酬改定議論で繰り返し意見しているとおり、制度の持続可能性については「財政的な側面」と「人員・制度運営的な側面」を分けて考える必要がある。前者に関して、利用者の増加については、基本的に利用対象の拡大や相談支援事業の拡充により「必要な者に必要な支援を届ける」という観点から妥当と考える一方、一人当たり総費用額の増加については報酬設定を調整する必要があると考える。

(財政的な側面)

- ・強度行動障害や重度重複障害など支援の必要性が高い児者への加算を思い切った金額設定とする一方、基本報酬を見直す。特に入所施設併設の生活介護、保護者の就業支援を中心とする児童発達支援や放課後等デイサービスについては見直しを検討する必要がある。

- ・なお、利用者負担のあり方については、本会としてヒアリングのたびに繰り返し増額を含む見直しを主張してきたが、法改正に関する議論等でほとんど考慮されておらず、効果が薄いと判断されているのか疑問。

(人員・制度運営的な側面)

- ・小規模な事業所への報酬に厚みを持たせるとともに、処遇改善加算を事業所への交付金とするなど、あり方を見直す

- ・障害福祉サービス分野における「サービス領域横断型多機能事業所」を創設する

- ・サービス管理責任者を直接支援人員数へ参入可能とするなど、施設基準や人員配置基準を緩和する

- ・人員配置に柔軟性のある重度障害者等包括支援の利用対象を大幅に拡大する

- ・加算の仕組みを大幅に簡素化するなど、シャドーワークの削減を図る。

2 「人材の確保・育成・専門性の向上等に向けた課題及び対処方策」について

本項目については、すでに地域生活支援拠点の機能に同趣旨が包含されていることから、拠点機能の数量的評価を制度化し、行動援護従事者養成研修、いわゆる3号研修などの修了人数を数値目標化してはどうか。他方で、地方部においては構造的に人員確保が困難な状況にあることから、改正された社会福祉法で制度化された「特定地域サービス」の仕組みを障害福祉サービスにも適用すべきと考える。

3「令和6年度報酬改定及び令和8年度報酬改定後の経営状況、賃上げや物価対応状況」について

物価高騰に対応した最低賃金の引上げなどにより、知的・発達障害者の賃金も徐々に向上している反面、グループホーム利用者がわずかな増収で住民税均等割課税となった場合、いきなり最大の利用者負担上限(月額37,200円)となってしまう問題が生じている。他のサービスでは中間的な利用者負担上限(月額9,600円)が設定されており、不公正である。まずはグループホームについても中間的な利用者負担上限を早急に設定すべきである。

また、令和8年度の「臨時応急的な見直し」は、文字どおりの禁じ手であり、たとえば就労継続支援B型では年度によって報酬が急増減した事業所が続出した。計画的な事業運営や人員採用などできるはずがなく、制度の持続可能性や人員確保を著しく阻害したことを改めて認識していただきたい。

4「利用者個々のニーズに応じた支援提供の体制確保等に向けた課題及び対処方策」について

知的・発達障害領域においては、とりわけ強度行動障害の状態にある人や子ども(以下「強行児者」という。)への支援提供体制確保が重要である。まず、のぞみの園で実施している「中核的人材」の養成研修につき、都道府県または広域のブロックでも実施できるよう、体制を整えていただきたい。

その上で、強行児者向けに児童発達支援、放デイ、短期入所、生活介護に「強度行動障害」の事業所類型を新設し、5名程度の少人数定員でも事業実施できるようにすべきである。あわせて、強行児者については定員超過利用減算(125%、150%)の運用を柔軟にしていきたい。また、行動援護の居宅内支援への加算を新設し、入院中のトラブル防止、スムーズな退院への支援を目的とした利用を認める必要がある。加えて、重度訪問介護を利用した地域生活が実現するよう、行動援護や発達障害者支援センターを活用したアセスメントを強化するとともに、重度訪問介護にも「体験利用」を制度化し、加算設定すべきである。

なお、本項目についても地域生活拠点の機能を強化することで取組みが進むと思われる。

5「より質の高い支援提供の課題及び対処方策・評価方法。とくに多様な主体の参入によるバラつきへの対処方策」について

より質の高い支援提供の対処方策については、本会として繰り返し監査や実地指導だけでは限界があることを指摘している。効果的な実地指導の強化は否定しないが、その場合には「利用者ヒアリング」を制度化すべきである。

また、より重要なのは指定事務のタイミングと手法である。問題のある法人、事業所は事業開始から数年で不正や不適切支援をしているケースが多い。しかし、事業所の新規指定時には外形的な書類審査以上のことが難しく、事業所指定段階でのチェックは難しいので、初回の事業所更新期間を現行の「6年」から「2年または3年」と大幅に短縮して、更新時には必ず市区町村からの意見申出制度を活用する方法とすべきである。事業所指定事務の負担増が懸念される場合には、初回の事業所更新が認められた場合、以降の更新期間を「6年」ではなく「10年」程度に延ばすことで、トータルの指定事務負担は平準化すると考えられる。

また、国としてサービスの質が確保されている地域における取組を情報収集、整理して都道府県へ提供する仕組みも検討していただきたい。

利用者単位での質の確保という観点からは、相談支援事業が本人の状況を踏まえて本人に適した、支援の質の高い事業所を利用できる調整をすることが重要と考える。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

(1)強度行動障害や重度重複障害など支援の必要性が高い児者への加算を手厚くする一方、基本報酬を見直す

放課後等デイサービスを例にとると、平成24年度以前は「児童デイサービスⅡ型」という名称で、児童発達支援管理責任者の専属配置を考慮しない報酬単価は1回当たり約4,000円（定員10名以下）であった。職員の資格要件は児童指導員以上となったが配置基準については現在の放デイと大きく変わっていない。児発管の人件費や物価上昇分を上乗せすること不可欠だが、たとえば基本報酬を現行よりも引き下げ、その分を強度行動障害や重度重複障害（重症心身障害）の受入れに対する加算、あるいは対応スキルを有する職員の配置加算へ上乗せするといった制度設計も検討すべきである。また、入所施設に併設された生活介護を入所者が利用する場合、時間単価制では有利になると考えられることから、算定時間の上限を引き下げるといった対応も必要と考える。

(2)障害福祉サービス分野における「サービス領域横断型多機能事業所」の創設

現行の多機能型事業所は、主に通所系サービスの中で複数の事業を組み合わせることができる仕組みとなっているが、地方部における事業所不足を解消するためには、さらなる規制の緩和が不可欠と考える。具体的には、通所系の障害福祉サービスと居宅介護、行動援護を同一施設かつ職員兼用で運営できる「障害福祉サービスにおける領域横断型多機能型」事業所を制度化すべきと考える。この場合、居宅介護や行動援護のヘルパー配置要件を「1名から」かつ「通所サービスの職員との兼務可」とするほか、サービス管理責任者（以下「サビ管」という。）とサービス提供責任者の兼務も可能としてはどうか。

(3)サビ管の配置人員参入や重度障害者等包括支援の拡充

サビ管が支援に入った場合に、管理業務へ支障がない範囲（たとえば勤務時間の半分まで）であれば配置職員へ参入しても良い仕組みを導入すべきと考える。その場合には、専従の事業所を評価する加算を新設することも検討する。また、複数のサービスを柔軟に組み合わせることができ、利用の契約もある程度まとめることができる重度障害者等包括支援については、制度の利用対象を拡大するとともに、報酬のあり方を重度障害者の支援にふさわしい水準とすべきである。

(4) 人員配置基準や施設基準の緩和

支援の質が低下しないような研修実施を前提に、人材確保の困難性を踏まえた取組みとして、サビ管の資格取得にかかる実務要件年数の短縮、サビ管の領域別を廃止してすべての領域を担当できるようにする、サビ管とサービス提供責任者を兼務できるようにするといった緩和策も検討すべきと考える。また、常勤職員が他の事業所を手伝う場合、常勤職員の年次休暇を取る場合など一時的に人員が欠ける場合の配置基準を緩和するほか、職員欠如減算を月単位ではなく日単位にするといった運用緩和については、早期に着手すべきである。施設基準については、たとえば共生型サービスでは同一職員・同一居室での支援が可能であるが、多機能型では認められておらず、効率を悪化させている。同一の職員・居室で多機能型を運営できるように改善する必要がある。

(5) シェドワークの削減

累次の法改正や報酬改定により、各種の委員会や研修・訓練の実施が義務化されている。これにより支援の質が担保されている面もあるが、他方で直接支援以外のシェドワーク的な業務時間が増えている。そこで、国として各種委員会や研修・訓練などのモデル事例(議事録案など)を作成、公開することでシェドワークの負担軽減を図るべきと考える。

たとえば個別支援計画について、1つのサービスにつき100事例ほど収集、公開すれば、経験の浅いサビ管などはイメージしやすくなることが期待される。あわせて、国や指定権者が受けた質問や疑義照会などはデータベース化して公開し、制度運用上の不明点などを調べやすくすることも有効と考える。

(6) 支援の質を担保する観点からの弾力的な人員配置

支援の質を引き上げる力量を有するリーダー的職員を、法人全体で有効活用できる弾力的な人員配置により直接支援における質の向上を図る必要があると考える。たとえば、リーダー的職員については主たる勤務地で32時間勤務していれば、残り8時間を別事業所で勤務していても常勤・専従とみなす、管理者の兼務を3か所以上でも可能とするといった運用により、支援の質を水平展開できるようにしてはどうか。

(7)近時の物価高騰に関する対応の強化

知的・発達障害者は障害基礎年金が収入の中心であることが多く、生活保護水準以下の収入状況となっている。そのため、近時の物価高騰への対応が不可欠である。まず、地域生活への移行と地域生活の維持継続を実現するため、グループホームにおける補足給付を拡充する必要がある。この制度は、創設時から金額が不十分であることを指摘してきたが、将来的に実勢を踏まえて拡充するという方向で説明を受けてきた経緯がある。グループホームの補足給付は実質的に家賃補助としての性格が強いことを踏まえ、少なくとも家賃の地域状況に応じた傾斜配分を実現する必要がある。また、食事提供体制加算については障害者の健康維持などの位置付けを付加した点を高く評価しており、今後は、この方向で経過措置ではなく恒久的な位置づけとしていただきたい。

(8)地域生活支援拠点の整備と機能強化

本会としては、今回のヒアリングで提示された課題の多くは地域生活支援拠点(以下「支援拠点」という。)の整備と機能強化を図ることで、地域の実情を踏まえた解決方策へ結びつくものとする。その意味で、支援拠点の整備については、その機能がすべて満たされることが重要であり、必ず整備後も市町村の(自立支援)協議会における進行管理とPDCAサイクルにより漸次的に不足する機能を整備するように市町村へ繰り返し周知していただきたい。また、知的障害者の90%以上が親と同居している実態を踏まえ、緊急時の対応として相談支援やヘルパー、通所事業所の職員が、障害者本人の自宅で支援した場合の「緊急対応加算」を支援拠点の機能として制度化すべきである。加えて、支援拠点のコーディネーター配置加算について、これまでにない加算請求の方法ということもあり、未だに多くの事業所、市町村が内容を加算の方法を把握できていないことから、国として解説動画などにより情報提供を強化するほか、短期入所の送迎加算について、居宅だけでなく本人が利用する日中サービス事業所への送迎も加算の対象とすべきである。